

この手引は、平成 23 年 4 月 27 日付で法人税法施行規則が改正されたことに伴い、平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する事業年度で使用する別表について、「平成 22 年版法人税申告書の記載の手引」に説明を追加したものです。

平成22年版 法人税申告書の記載の手引 (追加分)

平成 23 年 5 月

国 税 庁

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法……………法人税法（昭 40 法律第 34 号）

措置法……………租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）

震災特例法……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）

別表一（一）「普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」の申告書

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する事業年度分の場合

(1) 一般の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「所得税額等の還付金額 16」	仮決算による中間申告をする場合において、震災特例法第 16 条第 2 項（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けようとするときは、「控除しきれなかった金額 46」の金額、別表六（一）「6 の③」の金額又は別表七（一）「9 の③」の外書の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。	
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」	震災特例法第 15 条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付請求をした法人税の額のうち、申告をするときに既に還付を受けた金額はこの欄の本書に記載し、まだ還付を受けていない金額はこの欄の外書に含めて記載します。	中間申告の際に、震災特例法第 15 条の規定により還付請求を行った法人税の額について、確定申告時までには、その還付を受けた金額を本書に記載します。
「所得税の額等 42」	<p>(1) 仮決算による中間申告により震災特例法第 16 条第 2 項の規定による還付を受けた法人がその仮決算による中間申告に係る事業年度分の確定申告をする場合には、別表六（一）「6 の③」の本書の金額から内書の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) 同法第 24 条第 4 項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）に規定する離脱法人が、連結承認が取り消される前の連結中間申告において、利子配当等に係る控除を受ける所得税額の個別帰属額を有している場合（当該連結中間申告において同条第 2 項の適用を受けている場合に限り。）で、その中間申告期間を含む事業年度分の確定申告をする場合には、連結中間申告における還付所得税額のうち当該離脱法人に帰せられる金額として次の算式により計算した金額を、別表六（一）「6 の③」の金額から控除して記載します。</p> $\text{連結中間申告における還付所得税額} \times \frac{\text{連結中間申告における離脱法人の個別帰属額（別表六の二（一）「22」の金額）}}{\text{連結中間申告における法人税の額から控除をされるべき所得税額}}$	

(2) 修正申告の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」	震災特例法第 15 条の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した繰戻対象震災損失金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に含めて記載し	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>ます。</p> <p>また、この場合、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。</p>	
<p>「還付金額 24」</p>	<p>震災特例法第 15 条の規定により還付請求をした法人税の額のうち、既に還付を受けた金額を含めて記載します。</p>	
<p>「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18」から「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 25」までの外書</p>	<p>震災特例法第 15 条の規定により還付請求をした法人税の額のうち、まだ還付を受けていない金額を含めて記載します。</p>	

別表四 「所得の金額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「差引計 41」	<p>震災特例法第 15 条第 6 項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を「総額①」及び「社外流出③」の各欄の上段に外書として記載します。</p> <p>この場合において、「所得金額又は欠損金額 44」の欄の記載に当たっては、その外書きした金額を加算して計算します。</p>	

別表六(一) 「所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「計 6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」	仮決算による中間申告により震災特例法第 16 条第 2 項（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けた法人が当該仮決算による中間申告に係る事業年度の確定申告をする場合には、同項の規定による還付金の額に相当する金額をこの欄の上段に内書として記載します。	この場合、別表一（一）「42」は、本書の金額から内書の金額を控除した金額により記載することに御注意ください。

別表七(一) 「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

○ 各欄の記載要領 (追加分)

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期控除額 2」	震災特例法第 15 条第 6 項(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定の適用を受ける場合には、別表四「差引計 41」の「総額①」の本書の金額に同欄の外書の金額を加算して計算します。	
「当期分」の各欄	「災害損失金」	この申告が仮決算による中間申告である場合には、「翌期繰越額 3」欄の記載は必要ありません。
	「青色欠損金」	
「災害により生じた損失の額の計算」の各欄	各欄共通	各欄の記載に当たっては、その明細を「震災により生じた損失の額に関する明細書」に記載して添付してください。
	「資産の滅失等により生じた損失の額 5」の各欄	
	「被害資産の原状回復のための費用の額 6」の各欄	
	「計 7」	平成 23 年 4 月 18 日付課法 2-3 ほか 2 課共同「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)に定めるところにより、災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、「5」及び「6」には記載せず、「7の③」にのみ記載することになりますので、この場合には、「5の③」と「6の③」との合計額と「7の③」の金額は一致しないこととなります。

別表十六(一) 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「租税特別措置法適用条項 31」	<p>措置法又は震災特例法による割増償却に関する規定又は特別償却に関する規定の適用を受ける場合に、条文番号等を上段に記載します。</p> <p>また、その割増償却率又は特別償却率を「()」に記載します。</p> <p>なお、震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合にあつては、この欄の「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載します。</p>	